

〇〇 〇〇 様

所管行政庁 八潮市長 大山 忍

認定長期優良住宅の維持保全状況等に関する報告について(依頼)

平素より、本市の住宅行政について格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

〇〇 〇〇 様の住宅については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づき、下記1のとおり、〇〇 〇〇 様が認定計画実施者として長期優良住宅の認定を受けられており、認定時に提出された維持保全計画に基づいて維持保全(点検・修繕等)を実施し、その状況に関する記録を作成・保存することが定められています。

つきましては、下記2の内容について、同法第12条の規定に基づき、下記3の報告方法のとおり、ご報告くださいますようお願いいたします。

記

1 報告対象の長期優良住宅建築等計画

- (1) 認定年月日・番号 : 平成 〇 年 〇 月 〇 日 第 〇 号
- (2) 変更認定年月日・番号 : 平成 - 年 - 月 - 日 第 - 号
- (3) 認定に係る住宅の位置 : 八潮市 大字 〇〇 字 〇〇 840 番 840
- (4) 認定計画実施者 : 〇〇 〇〇
- (5) 定期点検等実施予定者 : 株式会社 〇〇〇〇

2 報告いただく内容

- (1) 住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録等の保存状況
- (2) 住宅の維持保全状況

3 報告方法

- (1) 提出物 : 状況報告書(様式第3号)・別紙・維持保全(点検・補修等)の記録
※ 維持保全の記録については、維持保全計画書と内容を確認し、定期点検等記録の写しを提出してください。(点検の回数や箇所について適切に実施していることを確認できるもの)
- (2) 提出方法 : 持参 又は 郵送
- (3) 提出先 : 〒340-8588 八潮市中央一丁目2-1
八潮市 住宅・建築課 (担当:中島)
- (4) 提出期限 : 令和 7 年 11 月 4 日(火曜日)

4 その他

報告をしない、又は虚偽の報告をした場合は、法第20条の規定に基づき30万円以下の罰金に処されることがありますのでご注意ください。

5 問合せ先

住宅・建築課 建築担当
TEL 048-996-3596 (内線468)